

令和3年度

普通交付税に関する調

令和4年3月

福岡県 企画・地域振興部 市町村支援課

目 次

1	令和3年度普通交付税の概要	1
2	本県市町村の令和3年度普通交付税の概要	3
3	令和3年度地方特例交付金の概要	7
4	令和3年度臨時財政対策債の概要	8
	[計 数 資 料]	
第 一 表	市町村分地方交付税算定台帳（再算定・集計表）	10
第 二 表	市町村分地方交付税算定台帳（再算定・個表）	13

1 令和3年度普通交付税の概要

(1) 全国の令和3年度の普通交付税の総額は、当初予算では地方財政計画における交付税総額 17 兆 4,385 億円の 94%にあたる 16 兆 3,921 億円（対前年度比 7,996 億円、5.1%の増）となった。その後補正予算（第1号）による増額により、普通交付税の総額は 18 兆 3,339 億円（対前年度比 2 兆 7,413 億円、17.6%の増）となった。

基準財政需要額について、その増要因としては、道府県分、市町村分ともに地域デジタル社会推進費のほか、介護給付費、障害者自立支援給付費等の社会保障関係経費、臨時財政対策債償還費の増加が挙げられる。一方、減要因としては、平成11年度及び平成12年度に発行を許可された財源対策債の償還が令和2年度で終了したことによる財源対策債償還費の減少が挙げられる。この結果、財源不足団体ベースにおける臨時財政対策債振替前の基準財政需要額は、道府県分が 2.3%の増、市町村分が 2.7%の増となっている。

また、臨時財源対策債振替相当額は、本年度においては、道府県分は 88.4%の増、市町村分は 57.7%の増となっている。この結果、財源不足団体ベースにおける臨時財源対策債振替後の基準財政需要額は、道府県分が 5.0%の減、市町村分が 0.4%の減となっている。

基準財政収入額については、財源不足団体ベースで見ると、道府県分にあつては道府県民税法人税割、法人事業税、特別法人事業譲与税及び道府県民税所得割が、市町村分にあつては市町村民税法人税割、市町村民税所得割が減要因となっている。これらの結果、基準財政収入額は、道府県分が 12.4%の減、市町村分が 3.4%の減となっている。

また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく補正予算による同年度分の地方交付税の増額に伴い、「臨時経済対策費」や「臨時財政対策債償還基金費」の創設等による普通交付税の再算定が行われた。

以上の結果、当初算定における交付基準額は、道府県分が 5.1%の増、市町村分が 5.2%の増、調整額を減じた普通交付税額は、道府県分が 5.1%の増、市町村分が 5.1%の増となったが、再算定後において、交付基準額は、道府県分が 18.0%の増、市町村分が 17.4%の増、普通交付税額は、道府県分が 18.1%の増、市町村分が 17.0%の増となっている。なお、再算定において調整額が復活（291 億円）したため、再算定後の交付基準額は、普通交付税額と同額となる。

(2) 普通交付税の決定額は、第1表のとおりである。

道府県分は 10 兆 348 億円（対前年度比 1 兆 5,383 億円、18.1%の増）、市町村分は 8 兆 2,991 億円（対前年度費 1 兆 2,030 億円、17.0%の増）である。

道府県分と市町村分の割合は 54.7 : 45.3 で、前年度比（54.5 : 45.5）と比較すると 0.2 ポイント道府県分にシフトしている。

第1表 令和3年度普通交付税決定額

(単位:億円,%)

区 分		当初算定										再算定	
		基準財政需要額			基準財政収入額			財 源 超 過 額	財 源 不 足 額	普 通 交 付 税 額 (当初)	普通交付 税の全体 に占める 割 合	普 通 交 付 税 額 (再算定)	普通交付 税の全体 に占める 割 合
		財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計						
道府県	R3年度	191,761	21,033	212,793	102,352	19,488	121,841	▲ 1,544	89,408	89,276	54.5	100,348	54.7
	R2年度 伸 率	201,868 ▲ 5.0	20,432 2.9	222,300 ▲ 4.3	116,800 ▲ 12.4	22,690 ▲ 14.1	139,490 ▲ 12.7	2,258 ▲ 168.4	85,068 5.1	84,965	54.5	84,965 18.1	
大 都 市	R3年度	56,441	16,650	73,091	49,170	23,797	72,968	7,147	7,270	7,231	4.4		
	R2年度 伸 率	57,883 ▲ 2.5	16,129 3.2	74,011 ▲ 1.2	51,221 ▲ 4.0	25,688 ▲ 7.4	76,908 ▲ 5.1	9,670 ▲ 26.1	6,790 7.1	6,762	4.3		
都 市	R3年度	140,759	8,152	148,911	93,285	9,231	102,516	1,079	47,474	47,377	28.9		
	R2年度 伸 率	141,081 ▲ 0.2	7,893 3.3	148,974 ▲ 0.0	96,273 ▲ 3.1	9,610 ▲ 3.9	105,883 ▲ 3.2	1,377 ▲ 21.6	45,410 4.5	45,340	29.1		
町 村	R3年度	32,838	899	33,738	12,779	1,073	13,852	173	20,059	20,037	12.2		
	R2年度 伸 率	31,978 2.7	848 6.0	32,826 2.8	13,151 ▲ 2.8	1,077 ▲ 0.4	14,228 ▲ 2.6	247 ▲ 29.9	18,875 6.3	18,859	12.1		
計	R3年度	230,038	25,701	255,739	155,234	34,101	189,335	8,400	74,804	74,645	45.5	82,991	45.3
	R2年度 伸 率	230,941 ▲ 0.4	24,870 3.3	255,811 ▲ 0.0	160,645 ▲ 3.4	36,375 ▲ 6.2	197,020 ▲ 3.9	11,295 ▲ 25.6	71,076 5.2	70,961	45.5	70,961 17.0	
合 計	R3年度	421,798	46,734	468,532	257,586	53,590	311,176	6,856	164,212	163,921	100.0	183,339	
	R2年度 伸 率	432,809 ▲ 2.5	45,302 3.2	478,111 ▲ 2.0	277,445 ▲ 7.2	59,065 ▲ 9.3	336,510 ▲ 7.5	13,553 ▲ 49.4	156,143 5.2	155,926	100.0	155,926 17.6	

(注) 1 市町村分については、一般算定分（合併算定替非適用団体）と合併算定替分を合算したものである。

2 表側の区分は、R3年度の区分による。

3 表示単位未満を四捨五入しているため、表内数値が一致しない場合がある。

第2表 調整率の推移

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
0.000438498	0.000899302	調整復活	2次補正により調整なし	調整復活	調整復活	調整復活
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
調整復活	0.000822655	0.000788884	調整復活	0.000880708	0.000510886	調整復活

第3表 普通交付税の伸び率の推移(再算定後)

(単位：%)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
普通交付税総額	1.3	2.7	8.7	1.6	0.4	▲ 2.5	▲ 1.0	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 2.2	▲ 1.7	0.8	2.5	17.6
うち 市町村分	4.0	5.1	10.7	2.0	0.8	▲ 1.6	▲ 2.5	▲ 0.4	▲ 3.6	▲ 0.6	▲ 2.4	1.5	0.9	17.0

第4表 令和3年度地方交付税算定基礎

(単位：億円，%)

区分		令和3年度			令和2年度			増減額	増減率
		当初予算額 A	補正額 B	補正後 A+B C	当初予算額 D	補正額 E	補正後 D+E F	C-F G	G/F (%)
国税	所得税 (ア)	186,670	13,600	200,270	195,290	▲ 10,330	184,960	15,310	8.3
	法人税 (イ)	89,970	38,900	128,870	120,650	▲ 40,240	80,410	48,460	60.3
	酒税 (ウ)	11,760	-	11,760	12,650	▲ 1,220	11,430	330	2.9
	消費税 (エ)	202,840	8,240	211,080	217,190	▲ 24,460	192,730	18,350	9.5
一般会計	(ア) × 33.1%	61,788	4,502	66,290	64,641	▲ 3,419	61,222	5,068	8.3
	(イ) × 33.1%	29,780	12,876	42,656	39,935	▲ 13,319	26,616	16,040	60.3
	(ウ) × 50%	5,880	-	5,880	6,325	▲ 610	5,715	165	2.9
	(エ) × 19.5%	39,554	1,607	41,161	42,352	▲ 4,770	37,582	3,579	9.5
	小計	137,002	18,985	155,987	153,253	▲ 22,118	131,135	24,852	19.0
	前々年度国税4税決算精算分	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成20年度、21、28、令和元年度補正予算精算分	▲ 3,004	16,132	13,128	▲ 2,355	-	▲ 2,355	0	0.0
	小計(法定率分等)	133,997	35,117	169,115	150,898	▲ 22,118	128,780	24,852	19.3
	既往法定加算等	4,746	-	4,746	5,187	-	5,187	▲ 441	▲ 8.5
	臨時財政対策特例加算額	17,169	-	17,169	-	8,651	8,651	8,518	98.5
	臨時財政対策債振替加算額	-	-	-	-	17,688	17,688	▲ 17,688	皆減
計 (一般会計繰入れ)	155,912	35,117	191,029	156,085	4,221	160,306	15,241	9.5	
特別会計	地方法人税法法定率分	13,232	3,805	17,037	14,564	▲ 4,221	10,343	6,694	64.7
	前々年度決算精算分	-	3,840	3,840	-	-	-	3,840	皆増
	返還金	1	-	1	4	-	4	▲ 3	▲ 75.0
	特別会計借入金償還額	-	▲ 8,500	▲ 8,500	▲ 5,000	2,500	▲ 2,500	▲ 6,000	240.0
	特別会計借入金利子充当分	▲ 760	-	▲ 760	▲ 771	-	▲ 771	11	▲ 1.4
	特別会計剰余金の活用	1,500	-	1,500	1,000	-	1,000	500	50.0
	地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用	2,000	▲ 2,000	-	-	-	-	-	-
	前年度からの繰越金	2,500	-	2,500	-	-	-	2,500	皆増
翌年度への繰越金	-	▲ 12,561	▲ 12,561	-	▲ 2,500	▲ 2,500	▲ 10,061	0.0	
計	174,385	19,700	194,085	165,882	-	165,882	12,722	7.7	

(注) 1 本表において、震災復興特別交付税は除いている。

2 各欄において表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない箇所がある。

2 本縣市町村の令和3年度普通交付税の概要

(1) 本縣市町村の普通交付税決定額は、第5表のとおりである。

普通交付税は、苅田町（昭和50年度以来、財源超過団体）を除く59団体に3,666億円が交付され、本縣市町村の普通交付税額の令和2年度に対する伸び率は19.5%の増で、全国市町村分（再算定ベース）の17.0%の増を2.5ポイント上回っている。

第5表-1 本縣市町村の普通交付税決定額(当初算定)

(単位:百万円, %)

区 分	基準財政需要額			基準財政収入額			財 源 超過額	財 源 不足額	普通交付 税 額	
	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計				
大都市	額	528,432	0	528,432	431,192	0	431,192	0	97,240	96,876
	伸 率	▲ 2.4	0.0	▲ 2.4	▲ 3.7	0.0	▲ 3.7	0.0	3.9	3.8
都 市	額	384,175	0	384,175	220,468	0	220,468	0	163,707	163,442
	伸 率	1.0	0.0	1.0	▲ 2.8	0.0	▲ 2.8	0.0	6.6	6.5
町 村	額	125,304	6,314	131,618	60,731	7,401	68,133	1,087	64,572	64,486
	伸 率	2.3	6.4	2.5	▲ 2.6	▲ 2.8	▲ 2.6	▲ 35.4	7.4	7.3
計	額	1,037,911	6,314	1,044,225	712,391	7,401	719,793	1,087	325,519	324,804
	伸 率	▲ 0.6	6.4	▲ 0.6	▲ 3.3	▲ 2.8	▲ 3.3	▲ 35.4	5.9	5.9
全国市町村 伸 率	▲ 0.4	3.3	▲ 0.0	▲ 3.4	▲ 6.2	▲ 3.9	▲ 25.6	5.2	5.2	

(注) 1 本表において、一般算定分と合併算定分（基準財政需要額は縮減後）を単純に合算したものである。

2 表側の区分は、R3年度の区分による。

3 各欄において表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない箇所がある。

第5表-2 本縣市町村の普通交付税決定額(再算定後)

(単位:百万円, %)

区 分	基準財政需要額			基準財政収入額			財 源 超過額	財 源 不足額	普通交付 税 額	
	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計				
大都市	額	552,623	0	552,623	431,192	0	431,192	0	121,431	121,431
	伸 率	2.1	0.0	2.1	▲ 3.7	0.0	▲ 3.7	0.0	29.7	30.1
都 市	額	396,750	0	396,750	220,468	0	220,468	0	176,282	176,282
	伸 率	4.3	0.0	4.3	▲ 2.8	0.0	▲ 2.8	0.0	14.8	14.9
町 村	額	129,582	6,352	135,934	60,731	7,401	68,133	1,050	68,851	68,851
	伸 率	5.8	7.1	5.9	▲ 2.6	▲ 2.8	▲ 2.6	▲ 37.6	14.5	14.6
計	額	1,078,955	6,352	1,085,307	712,391	7,401	719,793	1,050	366,564	366,564
	伸 率	3.3	7.1	3.3	▲ 3.3	▲ 2.8	▲ 3.3	▲ 37.6	19.3	19.5

(注) 1 表側の区分は、R3年度の区分による。

2 各欄において表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない箇所がある。

3 「全国市町村の伸び率」については、公表前のため、記載していない。

第5表-3 本州市町村の普通交付税決定額（再算定後）

団体別普通交付税決定額

（単位：千円，％）

市町村名	令和3年度 普通交付税 決定額 A	令和2年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B	市町村名	令和3年度 普通交付税 決定額 A	令和2年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B
北九州市	70,755,508	61,126,058	15.8	新宮町	929,005	431,209	115.4
福岡市	50,675,906	32,214,136	57.3	久山町	630,766	382,713	64.8
大牟田市	11,884,456	10,580,012	12.3	粕屋町	1,196,181	735,333	62.7
久留米市	21,830,195	18,267,799	19.5	芦屋町	2,556,416	2,279,479	12.1
直方市	5,206,838	4,883,239	6.6	水巻町	2,687,097	2,352,248	14.2
飯塚市	14,917,170	13,661,624	9.2	岡垣町	2,716,999	2,347,300	15.7
田川市	6,705,210	6,245,879	7.4	遠賀町	1,791,443	1,513,705	18.3
柳川市	8,047,707	7,412,721	8.6	小竹町	1,813,392	1,625,360	11.6
八女市	11,436,165	10,568,719	8.2	鞍手町	2,489,328	2,184,050	14.0
筑後市	3,253,966	2,618,741	24.3	桂川町	1,985,365	1,712,410	15.9
大川市	3,673,825	3,205,805	14.6	筑前町	3,729,708	3,360,589	11.0
行橋市	4,563,257	3,712,335	22.9	東峰村	1,358,401	1,217,240	11.6
豊前市	3,009,559	2,644,827	13.8	大刀洗町	2,015,798	1,714,293	17.6
中間市	4,820,307	4,462,076	8.0	大木町	1,589,374	1,394,097	14.0
小郡市	3,890,515	3,093,439	25.8	広川町	1,661,743	1,374,570	20.9
筑紫野市	4,083,142	3,033,716	34.6	香春町	2,233,718	1,940,303	15.1
春日市	4,462,923	3,485,581	28.0	添田町	2,764,531	2,535,823	9.0
大野城市	3,381,405	2,425,845	39.4	糸田町	2,127,127	1,977,023	7.6
宗像市	7,591,392	6,560,382	15.7	川崎町	3,402,102	3,070,045	10.8
太宰府市	4,431,915	3,505,299	26.4	大任町	2,081,755	1,858,440	12.0
古賀市	3,619,206	2,731,425	32.5	赤村	1,321,661	1,174,283	12.6
福津市	5,557,442	4,430,364	25.4	福智町	5,006,778	4,713,530	6.2
うきは市	5,047,775	4,664,049	8.2	荻田町	0	0	0.0
宮若市	2,919,336	2,663,478	9.6	みやこ町	4,113,319	3,863,102	6.5
嘉麻市	8,574,350	8,199,387	4.6	吉富町	1,301,566	1,120,194	16.2
朝倉市	6,878,462	6,110,975	12.6	上毛町	2,139,480	2,036,056	5.1
みやま市	5,772,275	5,280,265	9.3	築上町	3,840,423	3,300,750	16.4
糸島市	8,027,949	6,827,467	17.6				
那珂川市	2,694,897	2,131,304	26.4	大都市計	121,431,414	93,340,194	30.1
宇美町	2,735,114	2,319,797	17.9	27市計	176,281,639	153,406,753	14.9
篠栗町	2,278,049	2,022,334	12.6	31町村計	68,850,806	60,076,336	14.6
志免町	2,231,483	1,771,010	26.0	58市町村計	245,132,445	213,483,089	14.8
須恵町	2,122,684	1,749,050	21.4	60市町村計	366,563,859	306,823,283	19.5

(注) 1 R2年度をもって、すべての合併団体の合併算定替が終了となった。R2年度で合併算定替が終了した団体については、R2年度決定額は合併算定替により算出し、R3年度は一本算定。

2 荻田町は、普通交付税不交付。

(2) 平成 15 年度から平成 21 年度までに合併した 18 市町村について、令和 2 年度をもって、すべての団体の合併算定替が終了したため、令和 3 年度からは全団体一本算定となった。

(3) 本縣市町村の基準財政需要額の概要は、次のとおりである。

総額 1 兆 853 億円で、対前年度比 350 億円、3.3%の増となっている。

当初算定ベースで見ると、総額 1 兆 442 億円で、対前年度比 610 億円、0.6%の減となっている。なお、全国市町村（財源不足団体及び財源超過団体の合計）の対前年度伸び率は 0.0%の減となっている。また、財源不足団体の基準財政需要額については、全国市町村の伸び率は 0.4%の減であり、本縣市町村の伸び率は 0.6%の減となっている。

主な費目の構成比は、第 6 表（錯誤除き、一本算定、臨時財政対策債振替前）のとおりである。

なお、普通交付税の算定基礎となる「人口」については、令和 3 年度から令和 2 年国勢調査の人口を用いることとしている。

① 個別算定経費

公債費を除いた個別算定経費は、9,406 億円を算定している。

令和 3 年度から新たな算定項目「地域デジタル社会推進費」が創設され、地方団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定している。

② 包括算定経費

算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う包括算定経費が平成 19 年度から導入され、令和 3 年度は 930 億円を算定している。

③ 公債費

公債費は、1,332 億円を算定し、臨時財政対策債及び過疎対策事業債等の増加により、前年度より 1.1%の増（全国分 0.1%の減）となっている。

(4) 本縣市町村の基準財政収入額の概要は、次のとおりである。

総額 7,198 億円で、前年度比 249 億円、3.3%の減となっている。なお、全国市町村（財源不足団体及び財源超過団体の合計）の対前年度伸び率は 3.9%の減である。また、財源不足団体の基準財政収入額については、全国市町村の伸び率は 3.4%の減であり、本縣市町村の伸び率は 3.3%の減となっている。

第6表 費目別基準財政需要額及び構成比

令和2年度費目別

(単位：千円，%)

項目	本県市町村 基準財政需要額	R2構成比	
		本県	全国
消防費	64,595,921	5.7	6.2
道路橋りょう費	37,915,266	3.3	3.6
港湾費	4,652,245	0.4	0.2
都市計画費	11,704,746	1.0	0.7
公園費	5,029,812	0.4	0.5
下水道費	29,364,878	2.6	2.4
その他の土木費	8,462,485	0.7	0.8
小学校費	32,615,054	2.9	3.0
中学校費	14,783,276	1.3	1.4
高等学校費	4,452,984	0.4	0.4
その他の教育費	128,306,986	11.3	7.1
生活保護費	59,751,548	5.3	4.0
社会福祉費	138,317,429	12.2	12.7
保健衛生費	73,681,643	6.5	6.4
高齢者保健福祉費	146,942,917	13.0	13.8
清掃費	34,287,453	3.0	3.2
農業行政費	6,115,472	0.5	0.9
林野水産行政費	2,061,200	0.2	0.5
商工行政費	8,227,489	0.7	0.7
徴税費	8,189,128	0.7	0.8
戸籍住民基本台帳費	6,847,264	0.6	0.7
地域振興費	56,447,609	5.0	5.8
地域の元気創造事業費	9,487,570	0.8	1.0
人口減少等特別対策事業費	15,244,467	1.3	1.5
地域社会再生事業費	6,468,498	0.6	0.8
地域デジタル社会推進費	0	0.0	0.0
個別算定経費(公債費除き計)	913,953,340	80.7	78.8
災害復旧費	952,207	0.1	0.1
辺地対策事業債	459,154	0.0	0.1
補正予算債(H10以前)	947,711	0.1	0.0
補正予算債(H11以降)	6,192,337	0.5	0.3
地方税減収補填債	559,680	0.0	0.1
臨時財政特例債	0	0.0	0.0
財源対策債	11,823,730	1.0	0.6
減税補填債	7,505,749	0.7	0.7
臨時税収補填債	0	0.0	0.0
臨時財政対策債	74,139,611	6.5	6.4
東日本大震災全国緊急防災施策等債	3,393,553	0.3	0.4
国土強靱化施策債	11,890	0.0	0.0
地域改善対策特定事業債	169,370	0.0	0.0
過疎対策事業債	5,352,925	0.5	0.8
公害防止事業債	10,191,155	0.9	1.3
石油コンビナート等債	0	0.0	0.0
地震対策緊急整備事業債	0	0.0	0.0
合併特例債	10,009,181	0.9	1.5
原子力発電施設等債	0	0.0	0.0
個別算定経費(公債費計)	131,708,253	11.6	12.3
個別算定経費計	1,045,661,593	92.3	91.2
包括算定経費(人口)	81,967,946	7.2	7.7
包括算定経費(面積)	5,263,592	0.5	1.1
包括算定経費計	87,231,538	7.7	8.8
振替前需要額	1,132,893,131	100.0	100.0
臨時財政対策債振替相当額	83,648,184	-	-
総計	1,049,244,947	-	-

令和3年度費目別

(単位：千円，%)

項目	本県市町村 基準財政需要額	R3構成比		対前年度伸率	
		本県	全国	本県	全国
消防費	66,609,987	5.7	6.2	3.1	2.6
道路橋りょう費	37,057,129	3.2	3.4	▲2.3	▲0.9
港湾費	4,619,897	0.4	0.2	▲0.7	▲1.8
都市計画費	11,669,950	1.0	0.6	▲0.3	▲0.3
公園費	5,015,185	0.4	0.4	▲0.3	▲1.8
下水道費	29,155,141	2.5	2.4	▲0.7	▲0.6
その他の土木費	8,292,882	0.7	0.7	▲2.0	▲0.6
小学校費	33,336,754	2.9	2.9	2.2	1.3
中学校費	15,283,245	1.3	1.4	3.4	1.8
高等学校費	4,504,659	0.4	0.3	1.2	0.7
その他の教育費	128,385,047	11.0	6.8	0.1	▲0.7
生活保護費	60,010,747	5.1	4.0	0.4	0.7
社会福祉費	144,330,361	12.4	12.7	4.3	3.3
保健衛生費	76,026,210	6.5	6.3	3.2	1.8
高齢者保健福祉費	154,853,329	13.3	14.2	5.4	5.6
清掃費	35,380,180	3.0	3.2	3.2	2.4
農業行政費	6,136,020	0.5	0.9	0.3	1.2
林野水産行政費	2,031,466	0.2	0.4	▲1.4	▲1.0
商工行政費	8,816,838	0.8	0.8	7.2	6.7
徴税費	8,244,605	0.7	0.8	0.7	1.4
戸籍住民基本台帳費	6,887,701	0.6	0.6	0.6	0.6
地域振興費	57,842,335	5.0	5.9	2.5	6.1
地域の元気創造事業費	10,302,865	0.9	1.0	8.6	8.1
人口減少等特別対策事業費	15,455,937	1.3	1.4	1.4	▲0.1
地域社会再生事業費	6,448,947	0.6	0.8	▲0.3	0.0
地域デジタル社会推進費	3,890,759	0.3	0.4	皆増	皆増
個別算定経費(公債費除き計)	940,588,176	80.6	79.0	2.9	3.1
災害復旧費	1,113,253	0.1	0.1	16.9	20.1
辺地対策事業債	445,844	0.0	0.1	▲2.9	1.2
補正予算債(H10以前)	1,188,171	0.1	0.0	25.4	▲2.5
補正予算債(H11以降)	5,038,006	0.4	0.2	▲18.6	▲17.6
地方税減収補填債	567,354	0.0	0.1	1.4	▲4.1
臨時財政特例債	0	0.0	0.0	-	-
財源対策債	9,888,324	0.8	0.4	▲16.4	▲18.7
減税補填債	6,851,053	0.6	0.6	▲8.7	▲12.3
臨時税収補填債	0	0.0	0.0	-	-
臨時財政対策債	77,925,117	6.7	6.4	5.1	3.6
東日本大震災全国緊急防災施策等債	3,760,419	0.3	0.4	10.8	9.8
国土強靱化施策債	24,694	0.0	0.0	107.7	169.5
地域改善対策特定事業債	85,265	0.0	0.0	▲49.7	▲26.8
過疎対策事業債	5,930,748	0.5	0.8	10.8	6.1
公害防止事業債	10,206,371	0.9	1.2	0.1	▲7.4
石油コンビナート等債	0	0.0	0.0	-	-
地震対策緊急整備事業債	0	0.0	0.0	-	▲17.1
合併特例債	10,142,615	0.9	1.5	1.3	▲0.5
原子力発電施設等債	0	0.0	0.0	-	7.4
個別算定経費(公債費計)	133,167,234	11.4	11.9	1.1	▲0.1
個別算定経費計	1,073,755,410	92.0	91.0	2.7	2.7
包括算定経費(人口)	87,661,041	7.5	7.9	6.9	5.5
包括算定経費(面積)	5,343,409	0.5	1.1	1.5	1.5
包括算定経費計	93,004,450	8.0	9.0	6.6	5.0
振替前需要額	1,166,759,860	100.0	100.0	3.0	2.9
臨時財政対策債振替相当額	122,615,261	-	-	46.6	54.2
総計	1,044,144,599	-	-	▲0.5	▲0.0

(注) 1 一本算定数値により作表している。

2 当初算定の数値で作表している。なお、令和3年度については、再算定で臨時経済対策費7,485,354千円、臨時財政対策債償還基金費33,596,580千円が追加されている。

3 令和3年度地方特例交付金等の概要

地方特例交付金は、近年の財源不足等に対応するために、地方税の代替財源として創設されたものである。

1 地方特例交付金

① 個人住民税減収補填特例交付金

税源移譲による所得税額の減少によって、中低所得者について、住宅ローン減税が所得税のみでは減税効果を確認できなくなったため、所得税で控除しきれなかった額を税源移譲による所得税の減少額の範囲内で、個人住民税において住宅借入金等特別税額控除を行うこととされた。

これにより生ずる地方団体の減収を補填するために交付されるもので、75%が基準財政収入額に算入される。

② 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金

令和元年度地方税制改正により、消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%軽減することとされた。その後、令和2年4月の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、適用期限が令和3年3月31日まで延長、さらに、令和3年度地方税制改正により、適用期限が令和3年12月31日まで延長された。

これにより生ずる地方団体の減収を補填するために交付されるもので、いずれも75%が基準財政収入額に算入される。

③ 令和3年度の地方特例交付金

全国の地方特例交付金の総額は、2,164億円（対前年度比△92億円、4.1%の減）であり、このうち、本縣市町村分は、58億円（対前年度比△1億円、1.3%の減）となっている。

第7表 地方特例交付金決定額

(単位: 百万円, %)

区分	本県分			全国分		
	令和3年度	令和2年度	伸び率(%)	令和3年度	令和2年度	伸び率(%)
都道府県分	2,831	2,882	-1.8%	79,604	84,289	-5.6%
うち個人住民税減収補填特例交付金	2,263	2,153	5.1%	64,599	62,329	3.6%
うち自動車税減収補填特例交付金	568	729	-22.1%	15,005	21,960	-31.7%
市町村分	5,804	5,879	-1.3%	136,780	141,320	-3.2%
うち個人住民税減収補填特例交付金	4,948	4,693	5.4%	116,701	112,571	3.7%
うち自動車税減収補填特例交付金	678	947	-28.4%	14,809	21,681	-31.7%
うち軽自動車税減収補填特例交付金	178	239	-25.5%	5,270	7,068	-25.4%
合計	8,635	8,761	-1.4%	216,384	225,609	-4.1%
うち個人住民税減収補填特例交付金	7,211	6,846	5.3%	181,300	174,900	3.7%
うち自動車税減収補填特例交付金	1,246	1,676	-25.7%	29,814	43,641	-31.7%
うち軽自動車税減収補填特例交付金	178	239	-25.5%	5,270	7,068	-25.4%

(注) 各欄において表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない箇所がある。

2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を講じたこと並びに生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置を拡充及び延長したことに伴い、令和3年度分の地方税の減収額の全額を補填するために交付されるもので、当該特別交付金については基準財政収入額に算入しないこととされた。

なお、当該交付金は令和4年3月に決定・交付される。

4 令和3年度臨時財政対策債の概要

① 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、実質的に地方交付税の代替財源としての性格を有するもので、地方一般財源の不足に対処するため、平成13年度に創設されたものであり、地方財政法第5条の特例として投資的経費以外の経費にも充てられる特例地方債である。

発行可能額の算出方法については、平成23年度から従来の「人口基礎方式」から段階的に「財源不足額基礎方式」に移行し、平成25年度からは「財源不足額基礎方式」に完全移行し、一本化された。

「財源不足額基礎方式」は、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して発行可能額を算出するものであり、臨時財政対策債発行可能額振替前の基準財政需要額をもとに算出した場合に財源不足額が生じている計算となる地方団体を対象とし、当該不足額を基礎として、財政力に応じて逡増する係数を設定して算出される。

なお、この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、地方団体の実際の借入れの有無にかかわらず、その全額を後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入することとされている。

② 令和3年度の臨時財政対策債発行可能額

令和3年度の臨時財政対策債発行可能額の総額は、5兆4,796億円(対前年度比2兆3,399億円、74.5%の増)で、このうち本縣市町村分発行可能額は、1,226億円(対前年度393億円、47.2%の増)となっている。

なお、都道府県分と市町村分の総額の割合については、令和2年度のそれぞれの発行可能額の総額を基礎とした上で、令和3年度の増加額(2兆3,399億円)について、都道府県と市町村の地方税等の増収見込額を反映させた結果、都道府県分が3兆2,421億円、市町村分が2兆2,376億円となっている。

第8表 臨時財政対策債発行可能額

(単位:百万円,%)

区 分	臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額					
	本 県 分			全 国 分		
	令和3年度	令和2年度	伸び率(%)	令和3年度	令和2年度	伸び率(%)
都 道 府 県 分	137,676	74,140	85.7%	3,242,050	1,721,124	88.4%
市 町 村 分	122,615	83,301	47.2%	2,237,592	1,418,632	57.7%
合 計	260,291	157,441	65.3%	5,479,642	3,139,756	74.5%

(注) 各欄において表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。

③ 令和3年度普通交付税再算定における臨時財政対策債償還基金費の創設

普通交付税の再算定において、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時財政対策債償還基金費」が創設された。

臨時財政対策債償還基金費により追加交付された額(※)については、令和3年度の臨時財政対策債の償還財源の一部を前倒しして措置されるものであり、後年度の基準財政需要額には算入されない。

(※) 臨時財政対策債発行可能額1,000円につき274円が需要額として算定。

本県算定額は県分377億円、市町村分336億円。